

日本航空高等学校いじめ防止基本方針

第1条 目的

いじめに対するいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、全ての生徒及び教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むことを目的とした基本的な方針である。

第2条 学校の教育方針に沿った取り組み

- ア. 本校の校風である「自由と規律」の精神を鑑み、自由を求める者は自らの中に厳しい規律をもってあたるという考えのもと、生徒がのびのびと学園生活を送れるように、いじめを含む全ての生徒が直面する問題と向き合い、予防・解決に向けて真剣に取り組む。
- イ. 未然にいじめを防止するための生徒への教育内容
 - a. 道徳訓育の授業において物事の正邪善悪の基準を指導
 - b. 自分の存在、自分がおかれている現状、親への感謝する気持ちを育むために定期的に保護者へ近況報告の発送
 - c. 人として生きていくうえで大切な尊厳を学ばせるために人間力向上講習の実施

第3条 対応指針

- ア. 生徒が直面した問題がいじめに該当するか否かを問わず、本方針に基づく対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。
- イ. 対応に当たり、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こり得る実情を踏まえ、生徒が将来、いじめという行為をすることなく社会生活を行い、いじめの被害に遭ったならば、必要な支援を受け入れられることができるような力をつけるための教育を第一優先に考える。

第4条 学校の任務

学校及びその教職員は、全生徒がいじめ等のない環境において安全に学校生活を送ることができるように、保護者・地域・相談所各所等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、被害を受けていると思われるときは、適切な指導及び支援をする。

第5条 いじめ等の当事者に対する対応

- ア. 当事者に対して、平穏な学校生活及び学習環境の構築を考え、柔軟に対応し、問題が関係生徒の将来に影響を及ぼすことがないように配慮する。
- イ. 当事者の保護者に対しては、連絡を密に取り合い、前項の目的を達成するために必要な協力・支援をする。
- ウ. カウンセリング室と当事者との連絡方法を確立させる。
- エ. 当事者の守秘義務に努める。

第6条 組織編成について

- ア. いじめ防止等の取り組みについては、生徒指導課長を中心に生徒指導担当が所轄する。
- イ. 学校長は、諸問題が生じた際は、生徒指導担当の構成員及び校長が指名する者を加えて、会議を設けることができる。

第7条 いじめ防止等の対策

- いじめ防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な対策をとる。
- a. 生徒に対する啓蒙活動
 - b. 生徒に対するアンケート調査
 - c. 教職員の資質向上のための研鑽
 - d. 適宜、個別面談の実施 等

第8条 いじめ発生時に対する対応

- ア. 生徒に対するいじめの発生を疑う事情がある場合、教職員は速やかに校長・教頭・生徒指導課長・各学年リーダー・担任のいずれかに必要な報告を行う。
- イ. 報告を受けた教職員は、学園生徒に対するいじめを疑うべき事情を把握した場合、必要各所と連携をとりその対応を行う。
- ウ. 前項の調査を踏まえ、関係者に対し、必要な指導及び支援を行う。

第9条 重大事態への対処

- ア. 校長は、重大事態が発生した場合、山梨県の関係機関に対して、速やかに報告を行うこととする。

イ. 学校は、重大事態への対応に対して、警察その他の関係機関及び専門家の支援を得るなどして、適切な対応を行うこととする。また、本学では、第三者機関の調査組織を JAA 財団とする。

第 10 条 今後の対策として

この方針は、目的を達成するために常に見直しを行い、より適切に改訂していくこととする。

附則

本基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日より、効力を有する。